



令和8年3月26日

市政記者 様

## 使用料・手数料が4月1日から変わります！

使用料・手数料については、受益者負担の原則に基づき再算定を行い、9月議会において議決をいただいておりますが、改定後の新料金が令和8年4月1日から適用されますので、お知らせします。

### 1 改定する主な使用料・手数料

(1) 主な使用料 ※「(一般)」の記載がある施設については、高校生以下は半額

施設名		～令和8年3月31日	令和8年4月1日～
グラバー園(一般)		620円	1,300円
端島見学施設(一般)		310円	650円
長崎原爆資料館	一般	200円	200円
	高校生以下	100円	無料
市民総合プール(一般)		470円	700円
中央公民館(第1研修室)		521円	700円

(2) 主な手数料

手数料名	～令和8年3月31日	令和8年4月1日～
税に関する証明手数料	300円	400円
住民票の写しの交付手数料	300円	400円
ごみ、粗大ごみ等収集運搬及び処分 【粗大ごみ 1m以下 30kg以下(1個)】	523円	730円

※証明書等のコンビニ交付手数料は200円据え置き

### 2 施行日

令和8年4月1日(水)